

模範校 小規認

体験学習で豊かな心を

普賢寺小の新入生を募集

市は、小規模特認校制度を採用している普賢寺小学校の平成25年度入学児童を募集します。同制度は、自然に恵まれた環境の中、小規模で伸び伸びとした教育活動が営まれている同小学校への就学を希望する場合に、市内のどこからでも入学・転校を認める制度です。

【普賢寺小学校の特色】
自然に恵まれた環境での体験学習を通して、豊かな心の育成・人との触れ合いを大切にする教育を行っている授業など、地域の人々講師による授業など、地域全体で子どもを育てます。

【応募資格】

京田辺市内に在住(住民登録)する平成25年度に新1・2・4年生になる児童
入学には通学方法などの条件があります。

【中学校進学】
希望により住所地の中学校または田辺中学校のいずれかを選ぶことができます。
【見学会・特認校説明会】
日にち 11月23日(初)
時間 見学会：午前9時40分から(受け付けは午前9時15分から) 特認校説明会：午後2時から



【募集人数】
若干名
在校生の兄弟姉妹を優先し、多数の場合は抽選します。
【応募方法】
「小規模特認校入学指定変更申出書」を学校教育課へ提出してください。申出書は学校教育課・教育委員会ホームページにあります。
【受付期間】
11月26日(月)～12月21日(金)
【問合せ先】
学校教育課 ☎64-13092
普賢寺小学校 ☎65-00553

学生は申請を忘れずに 納付特例は毎年度手続きが必要

国民年金

国民年金保険料の学生納付特例制度の平成24年度分の申請を受け付けています。同制度は、本人の前年所得が基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。承認期間は、平成24年4月1日～同25年3月31日までです。今からの申請でも、4月にさかのぼって承認を受けることができます。すでに納付した月分は除きます。保険料未納の人が、事故・病気で障がいが残ったときは、障害基礎年金を受け取ることができない場合がありますので、早めに申請してください。
対象＝大学(院)・短期大学・高等学校・高等専門学校・専修学校・各種学校(学校教育法に規定される各種学校で修業年限が1年以上の課程)・文部科学大臣が指定した課程の海外大学に通学する人
申請方法＝学生証(コピー可、有効期限が書いてあるもの)か在学証明書・年金手帳・印鑑を市民年金課へ持参してください
会社などを退職した人は、雇用保険被保険者離職票か雇用保険受給資格者証(コピー可)が、平成24年1月2日以降に転入した人で前年中に所得がある場合は、同24年度所得課税証明書か非課税証明書が必要です。
なお、同23年度に承認された人も、毎年度申請が必要です。
問合せ先＝▼市民年金課 ☎64-1333) ▼ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165) ▼IP電話(光電話など) ☎03-6700-1165) ▼京都南年金事務所 ☎075-643-2547)

受診しましたか? 特定健診 生活習慣病の発見のきっかけに

市は、11月に行う特定健診(特定健診)の申し込みを受け付けています。内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)を早期に発見し、糖尿病・脳卒中・心筋梗塞などの恐ろしい生活習慣病を未然に防ぎましょう。
費用 無料
申込方法 市ホームページに氏名、ふりがな、住所、生年月日、性別、保険証番号、電話番号、「特定健診申し込み」を書いて郵送してください。
申込先 健康推進課 ☎64-10335) ▼国保医療課 ☎64-1332)

教育委員会委員に奥西氏 再任で任期は4年

市は、教育委員会委員の任期満了に伴い、9月3日に開かれた市議会定例会本会議で、奥西尚子氏(66・草内)を再任する人事案件の同意を得て、同氏を任命しました。
任期は平成24年10月1日から4年間です。
問合せ先 職員課 ☎64・1324)

都市再生整備計画事業・第2期 三山木地区のまちづくり 事業の事後評価に意見募集

市は、平成21年度から行っている三山木地区のまちづくりの成果について、事後評価を行っています。この評価原案に対するみなさんからの意見を募集(パブリックコメント)します。三山木地区では、三山木地区特定土地画整理事業に併せて平成16年度から都市再生整備計画事業を行っています。事業の第2期となる同21～24年度には、都市広場・道路・備蓄倉庫などを整備しました。評価原案は、当初に設定した同事業の目標の達成度などをまとめています。みなさんご意見をお寄せください。
対象＝▼市内に在住・通勤・通学する人▼市内に事務所・事業所を有する人
資料閲覧場所＝市ホームページ・都市計画課・三山木整備課
応募方法＝市ホームページか資料閲覧場所にある意見募集用紙を郵送・持参・電子メールで送信してください
しめきり＝10月31日(木)(消印有効)
応募・問合せ先＝都市計画課(〒610-0393(住所不要)、☎63-1219)

10月27日は保育のつどい 親子一緒にふれあい楽しもう

京田辺市保育のつどい実行委員会は、「ふれあい、笑顔、みんな仲よし」をテーマに保育のつどいを開きます。市内保育所の保育士が企画した楽しい催しがいっぱい。親子一緒に楽しく触れ合える場ですので、たくさんの参加をお待ちしています。
日にち＝10月27日(土)
時間＝午前9時30分～正午。雨天決行
場所＝田辺中央体育館
内容＝▼市内保育所の保育士によるダンス▼ふれあい広場(キーホルダーづくり・ミニミニバスケット・ボーリング)▼ミニ消防コーナー▼手作りおもちゃであそぼう!▼国際交流員(CIR)の「英語で遊ぼう」など
参加費＝無料
問合せ先＝京田辺市保育のつどい実行委員会(こども福祉課内、☎64-1376)



輪投げに挑戦する児童 昨年の様子

STOP!! 子ども虐待

シリーズ①

このコーナーは、児童虐待について3回シリーズで紹介していきます。昨年度、全国の児童虐待に関する相談件数は5万9千件を超え、そのうち子どもが亡くなったのは82件もありました。
市が受け付けた相談でも、「児童虐待に関するもの」は108件、「そのほかの養護」は55件、「非行・育成などの相談」は27件でした。最も多い相談はネグレクトで、家

庭内暴力(DV)も増えています。一人ひとりが子どもの虐待防止・早期発見の重要性などの正しい知識を身に付け、地域で子どもを守りましょう。
【児童虐待とは】
左表のとおり
【家庭児童相談室とは】
子ども虐待・発達障がいなど、さまざまな相談に応じています。あなたからの連絡が、子どもを虐待から守るための大きな一歩となるかもしれません。また、出産・育児など、子育ての悩みもお聴きしていますので、気軽に相談してください。秘密は厳守します。

11月1日にオレンジボン運動

オレンジボンは、子ども虐待防止を呼びかけるシンボルマークです。市は、手作りオレンジボンコーナーを開きます。また、近鉄新田辺・JR松井山手駅では、午後4時から街頭啓発も行います。
日にち 11月1日(木)
時間 午前10時～午後3時
場所 アル・プラザ京田辺店
問合せ先 こども福祉課 ☎64・1377)

全6回講座 『赤ちゃん学』を子育てに 子どもの発達を解き明かす

けいはんな学研都市生活性化促進協議会と同志社大学赤ちゃん学研究センターは、子どもの発達の道すじを解き明かす「赤ちゃん学」を子育てに生かしてもらうため、けいはんな学研都市生活性化促進協議会と同志社大学赤ちゃん学研究センター 日にち・テーマ・講師
11月26日(月) 赤ちゃん学ってなんだろう 小西行郎さん
12月10日(月) 赤ちゃんの睡眠 三池輝久さん
平成25年1月23日(水) 赤ちゃんの「聞く」 呉東進さん
平成25年2月6日(水) 赤ちゃんの「話す」 小椋たみ子さん
平成25年2月20日(水) 赤ちゃんの「見る」 加藤正晴さん
平成25年2月27日(水) 赤ちゃんの「触る」 小西行郎さん

| 日にち | テーマ |
|---------------|--------------|
| 11月26日(月) | 赤ちゃん学ってなんだろう |
| 12月10日(月) | 赤ちゃんの睡眠 |
| 平成25年1月23日(水) | 赤ちゃんの「聞く」 |
| 平成25年2月6日(水) | 赤ちゃんの「話す」 |
| 平成25年2月20日(水) | 赤ちゃんの「見る」 |
| 平成25年2月27日(水) | 赤ちゃんの「触る」 |

申込方法 市ホームページにある受講申込フォームか、A4用紙に「けいはんな赤ちゃん学スペシャル講座受講申込」郵便番号・住所・連絡先・FAX・氏名(ふりがな)・年齢・性別を、保育(生後3カ月～小学校2年生、先着15人)を希望する人は、子どもの氏名ふりがな)・年齢・性別などを書いて、FAXで送信してください
しめきり 11月7日(水)(必着)
申込・問合せ先 ㈱けいはんなコンベンション事業部 ☎95-5115、FAX 98・2205、ホームページ http://www.keihanna-plaza.co.jp/



児童虐待の種類

- ▼ネグレクト(育児放棄)
 - ☐食事をさせない
 - ☐不潔なままにする
 - ☐家に閉じ込める
 - ☐病気などで病院を受診させない
 - ☐同居人による虐待行為を見逃ごす
- ▼身体的虐待
 - ☐殴る・蹴る・溺れさせる
 - ☐意図的に病気にさせる
 - ☐戸外に閉め出すなど
- ▼心理的虐待
 - ☐脅迫・無視
 - ☐兄弟姉妹間の差別
- ▼性的虐待
 - ☐性的行為を強要
 - ☐性器・性交を見せる

特別障害者手当・障害児福祉手当 発達障がいのある人も相談を

市は、特別障害者手当・障害児福祉手当を支給しています。現在手当を受給していない人で、該当すると思われる人はご相談ください。発達障がいと診断され、日常生活(在宅)で常に特別の介護が必要な場合も該当することがあります。同手当には、対象者と扶養義務者の所得制限があります。また、申請時に医師の診断書が必要となる場合があります。
【特別障害者手当】
対象＝20歳以上で、重度の障がいがあるため、常時特別な介護が必要な人
支給制限＝次の人は支給制限があります
▼基準以上の所得がある世帯▼障がい者支援施設・養護老人ホームなどに入所している▼病院・診療所に継続して3カ月以上入院している
支給額＝26,260円
【障害児福祉手当】
対象＝20歳未満で、重度の障がいがあるため、常時特別な介護が必要な人
支給制限＝次の人は支給制限があります
▼基準以上の所得がある世帯▼公的年金を受給できる▼障害児入所施設などに入所している
支給額＝14,280円
【申請に必要なもの】
障害者手帳・認定請求書・認定診断書・年金証書など・本人の通帳・印鑑
【問合せ先】
障害福祉課 ☎64-1372)